

明治期彈正台の廢止要因

大庭 裕介

はじめに

行政監察・巡察・裁判・司法行政を管轄する刑法官が解体され、一八六九年五月に行政監察を任務とする彈正台と、同年七月に裁判・司法行政・法典編纂を主要な任務とする刑部省とが誕生する。両者は結局のところ、一八七一年七月の太政官制改革によって司法省として統合され、その役目を終える。司法省は旧刑法を始めとした法典編纂や府県裁判所の設置を通して近代法制度形成を担ったことから、法制史研究における主要な研究対象の一つとされてきた。それに対し、刑部省に関しても近年では徐々にではあるが検討が施されており、明律・清律を参考として「新律綱領」を起草していたことから、非西洋思想も踏まえつつある近年の法制史研究において分析対象の一つとされてきている¹⁾。

刑部省・司法省が近代法制度形成に担った役割を明らかにしようとする営みのもと、研究が進展しているのに対して、本稿で取り上げる明治期の彈正台に関しては、十分な検討が施されているとは言い難い。これまで板垣哲夫「彈正台（明治2・5・4・7）における政治動向」が彈正台創設の経緯を明らかにしている。板垣氏によると刑法

官における海江田信義・佐佐木高行の両判事を中心にした派閥形成が進み、佐佐木派が刑部省として独立し、京都を根拠地とする海江田派が弾正台を組織したとされている³²。また、笠原英彦「弾正台と行政監察」が、大村益次郎暗殺の犯人である団伸二郎らの処刑に海江田が意義を唱えた粟田口止刑事件の原因は、弾正台の権限を定めた「彈例」運用上の手違いであるとしたことで、従来の弾正台が守旧派・攘夷派とする図式に疑義を呈した³³。笠原氏以前の研究においては、粟田口止刑事件を挙げて、政府の開化政策に批判的であったとして、弾正台の性質は守旧的なものであると評価されていた³⁴。しかし、笠原氏によって守旧的とする弾正台の性格に疑義が呈された以上、守旧派の牙城となっていた弾正台を解体し、近代法制度形成のため司法省を設置したとする図式もまた再考の余地がある³⁵。つまり、弾正台については粟田口止刑事件における守旧派とする性格が否定されたことをうけて、行政監察を管轄する弾正台が必要とされた要因や解体の要因を考察する必要がある。

そもそも弾正台に関する考察が進展しなかったのは、これまでの弾正台に与えられた守旧的とする評価に起因していることと考えられる。司法省の前身であるにも関わらず、弾正台について法制史研究が検討を加えなかったのは、法制史研究が「近代化」「西洋化」を念頭に置いて、近代法制度の形成過程を明らかにするという手法をとっていたためである。「近代化」「西洋化」を論点とする法制史研究の手法のため、守旧的な評価を受けてきた弾正台は、これまで評価の対象とすらされてこなかった。また、政治史研究においても明治政府による近代化を論点としていたことから、弾正台については論及されることがなかった。そこで本稿では近代法制度形成の一環として、弾正台が司法省に吸収されたと断じるのではなく、弾正台を今一度、明治初期政治史に位置付けていきたい。また、本稿では従来の研究において主要史料とされてきた「公文録」に加え、新史料である法務省法務図書館所蔵「憲章類纂」にも依拠して弾正台の新たな側面を見いだしていきたい。

一 「憲章類纂」の概要

本節で取り上げる法務図書館所蔵「憲章類纂」は長らく法務省法務図書館に所蔵されていたものではあったが、前述のように彈正台研究が進展しなかったため、研究上において参照されなかった。法務図書館「貴重書目録」において「彈正台で収録した明治元—三年に至る諸規則集 他の彈正台の記録は総て焼失したので、唯一の残存記録である」とされ、多くの文書が戦災などにより焼失したことから、彈正台の数少ない史料である。さらに「憲章類纂」には八行野紙が用いられ、柱には「彈正台」と印刷されている。田口慶吉氏によると、一八六九年から一八七三年にかけて中央官省では八行野紙が用いられたことが指摘されている。このことを踏まえると、「憲章類纂」に収録されている文書は、一部に司法省八行野紙も用いられていること⁶⁾もあり、彈正台において作成された文書を一八七三年までに司法省で編纂したものである可能性が高い。

次に「憲章類纂」の内容についても言及したい。同文書は全二巻からなり、一巻には彈正台の職掌全般を収録した台職部のほか、太政官規則を中心とした太政官の単行法令が掲載されている。その後、「諸官省部」「府藩県部」と続いております、彈正台が省庁や府県藩への行政監察を担ったため、諸省や府藩県の規定が綴り込まれている。二巻は「外国部」と題されており、これは彈正台が外交儀礼の場に立ち会っていたことから採録したものであろう。そもそも、なぜこのような文書の編纂を必要としたのであろうか。彈正台の規定や心得を収めている台職部に注目してみたい。「憲章類纂」の台職部の目次は次の通りである。

台職部

一、彈例

一、宮城及ヒ府中市中ヲ巡察スル条

一、各国公使応接立会之条

一、台員諸官省へ巡察心得之条

一、彈台心得方之条

一、府藩県監察掛之者へ探索申付ルノ条

一、京棋巡察出張へ移シ彈正台出張所ト被改ノ条二則

一、彈台揭示

一、彈台高札へ張出シ案

一、訴訟門書式

一、速国出張之官員休暇ヲ賜フ条

一、鞠獄立会之条

一、刑場立合(マツ)之条

一、断刑刻限之条

一、断刑申渡之条

一、急御用之節馬車雇賃錢之条

ここで挙げたもののうち、「宮城及ヒ府中市中ヲ巡察スル条」以降は、一八六九年のものであるのに対し、冒頭に綴られている「彈例」は一八六九年九月七日に定められた「太政官達第八五六号」(以下、本稿では「一六九年彈

例」とする)ではなく、一八七〇年五月七日に發令された「太政官達第三三六号」(以下、本稿では「七〇年彈例」とする)である。このことから「憲章類纂」は司法省に統合される直前の彈正台で現用とされていた文書を中心に編纂されたものと思われる。

彈正台が廢止される際、一八七一年七月九日に通達された「太政官達第三三八号」⁹⁾には「今般其台被廢候事。但從來取扱掛之事務一切司法省へ可引渡事」とあり、彈正台の権限を司法省が担うこととされており、「憲章類纂」は省務を取り決める際の参考の参考に供されたものと思われる。しかし、彈正台が「七〇年彈例」以降も行政監察を担うとされたのに対し、「從來取扱掛之事務一切司法省へ可引渡事」としながらも、司法省において行政監察の権限が失われている。司法省では設置後一年を要して職掌が審議され、一八七二年八月に「司法職務定制」¹⁰⁾が起草された。それには次のように職権の及ぶ範圍が規定されている。

第三章 本省章程

本省総判スル所ノ事務章程、左ノ如シ

第七条 新法ノ議案及条例ヲ起ス。

第八条 地方ノ便宜ニ從ヒ裁判所ヲ設ケ、権限ヲ定メ、費用ヲ制ス。

第九条 國家ノ大事ニ関スル犯罪ヲ論決ス。

第十条 全國ノ死罪ヲ論決ス。

第十一条 勅奏官及華族ノ犯罪ヲ論決ス。

以上各条必ス上奏制可ヲ經テ然ル後ニ施行ス。

第十二条 疑獄ヲ審定ス。

第十三条 裁判官ノ犯罪ハ臨時裁判所ニ於テ論決ス。

第十四条 諸官省ヨリ布令スル所ノ条則、苟モ裁判上ニ関涉スルモノハ必ス本省ニ移シテ照知ヲ經ヘシ。

第十五条 凡ソ省中ニ於テ処分スル事務細トナク毎月之ヲ分別シ、其考課状ヲ詳記シテ正院へ上達スヘシ。

ここでは「勅奏官及華族ノ犯罪ヲ論決ス」とあるものの、勅奏任官や華族の個人的な犯罪を裁決するためであり、行政機関の運営が公正かつ適正であるかを調査し、勧告をする行政監察とは異なっている。彈正台廃止によって「従来取扱掛之事務一切司法省へ可引渡事」とされていたにもかかわらず、彈正台特有の権限であった行政監察が司法省に引き継がれなかった要因について検討する必要がある。

二 刑法官からの独立

一八六九年に刑法官が廃止され、行政監察を権限とする彈正台と法典編纂を権限とする刑部省に分かれた要因について、板垣哲夫氏は刑法官内における海江田信義派（彈正台）と佐佐木高行派（刑部省）の分裂の結果とした。しかし、板垣氏が要因とする海江田派や佐佐木派といった派閥が存在したこと自体が立証されていない上、その派閥の構成などへの論及が一切ない。仮に海江田派・佐佐木派があったとして、なぜ刑法官を廃止して新たな省庁の設置が必要となったのかといった根本的な疑問もある。さらに、彈正台が置かれた一八六九年は、彈正台だけでなく民部省も設けられており、七月の二官六省体制発足までのあいだにそれまでの体制が大きく刷新されている時期でもある。そのため、刑法官内の事情に即して彈正台が置かれたとすることは確かな論証に欠いていると言わざるを得ない。そもそも、なぜ太政官制の枠組みのなかで刑部省と彈正台を分ける必要が生じたのかを、まずは検討し

ていきたい。

刑法官から独立して設置された弾正台と刑部省ではあるが、弾正台の設置が一八六九年五月二二日であり、刑部省の設置は弾正台に遅れること約一ヶ月後の七月八日であった。僅かな時期の違いではあるが刑法官から弾正台を独立させたねらいは、弾正台の権限である行政監察を充実させるためであった。弾正台設置の前後、政府において官制改革が企図され始めており、行政監察を弾正台が担うことで制度の公正な運用を期待したものと推測できる。弾正台は、刑法官知官事の職掌である「掌総判執法守律監察糾弾捕亡断獄」のうち、「監察糾弾」を引き継いで成立する。弾正台発足から二ヶ月後の一八六九年七月に通達された「太政官達第六三四号」¹³において「制度布告賞罰等其時々弾正台へ申達候事」「諸省待詔院集議院東京府等、時々大少ノ忠、大少ノ巡察等、巡察可致事」とあり、政府内や東京府を巡察し、制度・布告・賞罰を監察することが弾正台の権限であった。この時期、中央では目まぐるしく官制が変わっており、新たな省庁において制度・人事が公正に運用されているかを監督する必要があった。

こうした弾正台による行政監察の対象は、一八六九年六月の版籍奉還を経て拡大していく。同年九月に起草された「六九年弾例」には、「非常巡察ヲ藩県ニ発シ、政事ヲ覆問シ、非違ヲ糾弾ス可シハ詔使ノ例ニ準ス可シ」とされ、非常の際は府県藩も行政監察の対象としている。行政監察が中央官省だけでなく、府県藩も対象とした広範なものとなっていたのは、弾正台設置の翌月に政府が版籍奉還を断行したことにあつた。版籍奉還を経て従来まで諸藩の裁量に任されていた事務を引き継ぐとともに、政府は異なる行政制度を持つ府県藩の体制を一致させる必要性に迫られていたためであった。また、版籍奉還後より政府内では諸藩の行政制度への干渉が検討されており、一八六九年六月二五日に公にされた「諸務変革十一カ条」では、石高・諸税などの取調を命じたほか、知藩事の家禄決定が図られた。さらに翌年九月には「藩制」が發布され、断続的に政府が諸藩への改革を要請し、中央

集権化を企図している。こうした動向の一環として弾正台に府県藩の行政監察も担わせることにつながったものと思われる。

一方、刑法官から独立した刑部省においては、職員令体制以降の政治制度や社会変容に則して、明治維新以来、「仮刑律」に留まっていた刑法典を改正することが任務とされた。こうした刑法典改正の機運はすでに一八六八年一〇月頃より高まっており、「仮刑律」に代わる新律編纂のため、議政官史官水本成美が明律取調御用となっていた。さらに同月の「行政官達第九一六号」において、「刑律ハ兆民生死之処係、速ニ御釐正可被為在之処、春來兵馬控徳国事多端、未夕釐正ニ暇アラズ、依之新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ仍¹⁴」るものとされていることから、「仮刑律」は暫定的なものであり、いずれは改正するものであった。刑法編纂に比重を置く必要から刑部省は編纂事業を担うとともに、裁判を通して法を円滑に運用することも求められた。さらに刑部省には犯罪人逮捕を権限とする速部司が置かれたことから、刑法官知官事の職掌である「掌総判執法守律監察糾弾捕亡断獄」のうち、「執法」「守律」「捕亡」「断獄」が刑部省の権限となっていた。刑部省が刑法官の権限全般を引き継いだという性質があるのに対し、弾正台の独立は行政監察に特化した組織を置くことで、官制の円滑な運用を期してのものであった。

三 一八七〇年の弾正台

弾正台は太政官直轄の組織とされており、太政官に権限を集中させようとする職員令体制のもと、諸省への行政監察に力を注ぎ始める。「憲章類纂」においても「各国公使立合之条¹⁵」が収録されており、「各国公使重大之事件、

応接之節、為立合^{つて}出席可致事」とあるように、重要な外交儀礼の場にも彈正台が立ち会つとされている。しかし、笠原英彦氏によると、こうした外交儀礼への彈正台官員の立ち会いについては、外交機密漏洩を危惧する外務省が、太政官へ拒否の申し入れたため、立ち会いが停止されたことが指摘されている¹⁶。

また、彈正台に刑部省とのあいだでは、権限の範囲が明確化しないとすゝる問題も噴出していた。

彈例之儀ニ付、議論六ヶ敷、延引之儀ニ付、大臣へ刑部卿ヨリ申立、彈正台へハ吉井少弼迄斷書差出、則返書來り候事、

但刑部省ト彈正台トノ権限不分明ニテ、中々六ヶ敷、高行等屢同台ト相談致シ候得共、縮ル所双方共議論ト相成、不纏故也、

彈正台ト刑部省ノ権限ニハ、相互ニ議論差起リ纏ラズ、彈正台ニハ過激ノ輩多数ニテ、何分大ニ権力ヲ張り、甚ダ困卻ナリ、独り刑部省ト権限ノ争ヒ不而已、同台ハ聊カノ事ニテモ糺彈致ストテ、無遠慮ニ各省ノ者モ呼出シ候、一体旧幕ノ時ニテモ、目鑑ハ権力ハ非常ナル故ニ、返ツテ大人ラシク、所謂大目ニテ、抜カヌ太刀ノ高名ヲ主トセルニ、彈正台ハ是レニ反シ、穴ヲ搜シテ、面々歩卒ノ首迄取りテ高名トスルノ景況ニテ、返ツテ威權ヲ失フノ場合ニ至ルノ憂アリ、尤モ上官ハ宜敷モ、少忠辺ヨリ大巡察・少巡察等、尤モ甚シキナリ¹⁷

ここでは刑事事件の処理を職掌とする刑部省とのあいだでの権限の範囲が判然としないことが問題化していたとある。そのうえ、彈正台には「過激ノ輩」が多く在籍していたことから、小吏の些末な事案であっても糺彈対象とをしていた。このように彈正台では行政監察を主要な役割としつつも、官員たちによる糺彈のやり方があまりにも強硬であるとして問題視されていた。さらには刑部省だけにとどまらず、参議として国政を担っていた木戸孝允が

らも弾正台の行政監察が強硬であるとの批判が生じていた。¹⁸⁾

こうした批判があるなかで、粟田口止刑事件において弾正台官員が刑部省への行政監察手続きを踏まえ、団伸二郎らの刑の執行を妨げたことが問題となる。弾正台は一八六九年七月八日に京都に支台を置いたが、この支台と弾正台と刑部省の申し合わせの不備が粟田口止刑事件の原因であった。粟田口止刑事件では団らの処刑に際して、弾正台からの連絡を受け取っていない京都支台が刑部省に掛け合い、独断で刑の執行を妨げた。この京都支台の行動について、政府は「種々被申立候へトモ弾例ニ違ヒ重キ天裁ヲ経候行刑ヲ差留テハ法律体裁トモ不相当、依テ朝権ヲ落シ候様為相成候段如何ニモ相済サル儀ナリ」として、粟田口止刑事件における京都支台の当事者である海江田信義に対して、「六九年弾例」の適切な運用を欠いているとして詰問していた。

さらにかねてから「六九年弾例」は、刑部省からも「事実難相守御取消ニ相成、更ニ御評議被仰付度段、昨年九月伺出、其通心得候様御下知有之」とする疑義が太政官に提出されていた。そのため弾正台は粟田口止刑事件による海江田信義らの辞任の後、一八七〇年二月二十八日に「六九年弾例」の停止処分を受ける。「六九年弾例」停止の背景には、かねてからの刑部省などからの「六九年弾例」運用の不備の訴えに加え、粟田口止刑事件における「六九年弾例」運用の手違いが重なったため、新たに「弾例」や規則を起草する必要が生じたものと考えられる。一八七〇年五月に新たに「七〇年弾例」が定められたのち、「七〇年弾例」の施行細則ともいふべき「弾正台諸規則」²⁰⁾が起草されている。「弾例」が行政監察を中心に官吏の犯罪取締を期したものであるのに対し、「弾正台諸規則」では、「巡察規則」「誅者費用渡方規則」「訴状取捨規則」「宮中詰規則」「行幸人員規則」「檢使規則」「宿直規則」「出退規則」「通用門規則」「台中住居規則」のほか、機密保持の厳守をうたった「盟約」、弾正台官員の心得を記した「台則」「台則付録」が定められた。

「七〇年彈例」「彈正台諸規則」が相次いで定められたが、その内容を見る限り「六九年彈例」で定められた諸省に対する行政監察に慎重を求める傾向が顕著となっている。「六九年彈例」では「親王及諸司ノ奏任非職ノ五位以上ノ犯解官親王ハ徒罪以上及判任以下庶人ノ父母ヲ毆チ叛逆ニ連累スルモノハ奏彈ス」「親王大臣以上官人及ヒ華族ヨリ庶人ニ至ル迄、車馬兵仗衣服從者ノ數、法則ニ違ヒ華麗僭奢ニ過ルモノハ糺彈ス。吉凶ノ礼法ヲ超ルモノモ又同」「官司枉判アレハ所由ヲ追テ糺正ス。又官人本司ニ於テ政ヲ行フニ怠慢シテ欠有ラハ是ヲ糺劾ス」とされ、官員の刑法犯罪や奢侈から「吉凶ノ礼法ヲ超ルモノ」や怠慢までが幅広く糾彈の対象とされていた。それに対して「彈正台諸規則」では、「官司枉判アレハ所由ヲ追テ糺正ス。又官人本司ニ於テ政ヲ行フニ怠慢シ、欠有アラハ之ヲ糺劾ス」としながらも、「二官六省二院并府藩県諸司諸寮、其施設ノ可否得失ヲ察シ、其官司ノ勉勵怠惰ヲ視スル審詳ナルヲ要ス」とされ、従来からの官吏の勤怠に対する監察を慎重に行うとある。

さらに「七〇年彈例」の全文は次のように定められている。

一、奏任以上并非職五位以上ノ非違ハ奏彈ス。

但判任以下ト雖モ事大ニシテ連累多キ者ハ同ク之ヲ奏彈ス。

一、親王及ヒ參議以上ノ非違ハ尹弼アルニ非レハ彈スルヲ得ス。

一、奏彈ハ尹若クハ弼三職ト共ニ奏スヘシ。尹弼在サレハ大忠奏スヘシ事。三職ニ係ル者、直ニ之ヲ奏ス。

一、府藩県判任以下、非違アル重キハ台ニ召シ、輕キハ其庁ニ移シテ糺サシム。庶人ト雖モ事、重大ナレハ召スヘシ。

一、非違ノ左証アル者ヲ糺彈スルニ其实ヲ首セサル者、刑部ニ移シテ推拷^{マツ}セシムヘシ。

一、罪状名著或ハ事急卒ニ出ル者、直ニ刑部ニ告推拷セシム

一、刑部死因ヲ決ス、台員就テ監スヘシ。若冤枉灼然タルアラハ停テ奏聞推覆セシムヘシ。

一、尹若犯アラハ忠以上共ニ議判シテ奏彈ス。台員ノ非違ハ其上官ヨリ之を彈ス。

このように「六九年彈例」と比較すると、職掌の範囲も限定的であり、官吏に対する糺彈の手續きにも大きな違いがある。「六九年彈例」が奏上の上で処分する官吏の範囲を「親王及諸司ノ奏任、非職ノ五位以上」とし、「判任以下ノ解官ハ台ニ於テ糺彈」するものとしており、判任官までの処分ならば彈正台による独断が許容されている。それに対し、「七〇年彈例」では判任官以下が重罪を犯した場合も独断での裁決が認められず、奏聞が必要とされており、官吏の処分権が縮小している。

さらに府県藩に対する巡察は、「六九年彈例」では「非常巡察ヲ藩県ニ發シ、政事ヲ覆問シ非違ヲ糺彈ス可シハ詔使ノ例ニ准スヘシ」とあり、「詔使」と同等の彈正台が直接「非違ヲ糺彈ス」としていた。しかし、「七〇年彈例」では府県藩への行政監察は重大な「非違」に限定され、軽微な事案は府県藩庁が処理することとしている。こうした行政監察に慎重が期された背景には、栗田口止刑事件における彈正台の行政監察上の失策に加え、政府内でも「聊カノ事ニテモ糺彈致ストテ、無遠慮ニ各省ノ者モ呼出^②」すような強硬さが問題とされたためであろう。

ただし、刑部省と彈正台の関係については、「七〇年彈例」において「非違ノ左証アル者」を糺彈する際と、「罪状名著」「事急卒」の者については刑部省において取り調べるとされている。そのほか、「死因ヲ決ス」際に彈正台が監督するとしている。この点は、「六九年彈例」以降、大きな違いは見られない点であり、「七〇年彈例」においても依然として刑部省と彈正台の権限には重複が見られる。しかしながら、このように栗田口止刑事件以降、彈正台の権限に縮小が加えられ、政府内での彈正台の重要度も低下していったのである。

四 彈正台の廢止

守旧的・攘夷的とする印象を与えてきた彈正台ではあるが、笠原英彦氏によって、栗田口止刑事事件は攘夷行動の一環ではなく、彈正台と京都支台と刑部省相互の連絡の不備が原因であることが明らかにされた。それに加え、攘夷派の中心とされてきた海江田信義について、笠原氏によると「守旧的な攘夷論者海江田が大村事件に強硬な態度で臨み、同時に同事件の背景に薩長間の軋轢があつたとする従来の見方は修正されねばならないのではないだろうか」とされている。こうした指摘を踏まえると、守旧的・攘夷的であるため、彈正台は解体されて司法省が設けられたとする説に対する疑問が生じる。さらに拙稿「江藤新平の政治思想」²³⁾「太政官期の法典編纂における「西洋」「非西洋」²⁴⁾」で明らかにしたように、司法省設置を唱えた江藤新平においても、非西洋的思想に立脚した点が多く、司法省設置の要因を近代法制度形成として一面的に捉えることはできない。そのため、本節では彈正台廢止から司法省設置までの経緯を再検討していきたい。

そもそも「六九年彈例」から「七〇年彈例」にかけて彈正台の行政監察が後退していった直接の要因は、既に指摘したように、栗田口止刑事事件において「六九年彈例」の適切な運用を欠いたことにあつた。「六九年彈例」が問題視されたことで、行政監察の一部は府県藩が担うとされたり、奏聞が必要となるなど彈正台の権限は後退していった。そのため、政府において彈正台の必要性が低下していったものと推測できる。そうしたなかで一八七〇年六月頃より岩倉具視が「建国策」を起草するなどして、官制改革を通して政府権限の強化が目指されていく。岩倉具視・大久保利通らは「君側御補導之任ハ無申迄、御節儉之道、相立御実行を宸断以テ天下を駕御遊はし候（中

略) 冗官を沙汰する等、一々異論無之²⁷⁾」との改革を企図しており、政府支出を削減する観点から無用な官吏を淘汰することが議題に上っていた。

「建国策」に基づく改革が不調に終わった後、大久保は制度取調の任にあった江藤新平と土方久元へ「冗官之取調」を委任している。²⁸⁾ 大久保の意向である無用な官吏の淘汰は、江藤が一八七〇年閏一〇月二六日に三条実美に提出した「政治制度上申案箇条」に反映されている。²⁹⁾ 「政治制度上申案箇条」では弾正台と刑部省の統合の他、民部省や開拓使の廃止、兵部省の改組が取り上げられている。このように同書では官省の統廃合を通して無用な官吏を淘汰することが企図されていた。そのため、権限が縮小傾向にあった弾正台も、廃止が検討されていたものと思われる。「政治制度上申箇条」では政府改革に際して「刑部・弾正ヲ合テ司法台ヲ置キ、是ヲ一等裁判所トスヘキ事」として、弾正台を刑部省と合併して裁判所の機能を果たすとある。合併後の主な機能が、刑部省の権限であった裁判とされていることから、江藤は弾正台を刑部省に吸収し、実質的に廃止することを企図していた。さらに弾正台が担っていた諸省官吏の勤怠に対する監察については、司法台の権限とされず、「在官ノ人、公事ニ付テノ勤惰能否³⁰⁾」在官ノ人ハ其長官次官ヨリ評議可言上事³¹⁾ 司法官ノ勤惰能否³²⁾ ヲテとあり、諸省において審査するものとされている。また、「同書」には「在官ノ人等ノ行状清濁及ヒ一家ノ治否等サハ探索シテ監部ヨリ言上ス。但、細末ノ事、不可用」ともあり、官吏の行状は太政官監部が調査することとしている。このように弾正台が糺弾の対象とした官吏の勤務態度は、諸省の長官や太政官監部が糺弾するとされ、行政監察の負担は諸省に分担される傾向にあった。こうした行政監察を企図したことから、従来のように政府や弾正台において多くの官員を採用する必要はなくなり、必然的に弾正台の実質的廃止が検討されていたのである。

それに加え、司法省設置後も弾正台の官員を排する動きは司法省内で顕著となる。司法大輔に任じられた佐佐木

が次のように官員登用の基準を決定していたため、彈正台官員の多くは政府を罷免され、彈正台から司法省に転任した官員は僅か二〇名に過ぎなかつた。³¹⁾

彈正・刑法合併トナリタルニ、人選ニ議論多ク、何分彈刑兩官員ヲ公平ニ登府セントノ事ナレトモ、彈正ノ官員ハ、兎角議論而已ニテ、事業ニハ迂ニシテ、所謂書生論ニモ到ラヌ位ノ事ナレハ、是迄彈正台ノ失策モ甚敷、苛政ニテ大魚ノ住居ナキ有様ナリ、依ツテハ、今般ハ十二シテ七八分ハ刑部ノ官員ヲ用キ、十二シテ三分ハ彈正ノ官員ヲ用キルト申見込ナレハ、宍戸少輔ト謀リ、其議ニ決シタリ³²⁾

佐佐木によると、彈正台官員は司法省の事業には疎い上に、これまでの「失策」があつたため、司法省への登用に限られるとしている。ここでの「失策」とは栗田口止刑事案件であると思われる。栗田口止刑事案件によって「六九年彈例」が停止されたほか、彈正台上層部にいた海江田が辞任する重い処分を受けており、該事件は全面的に彈正台の非であることが認識されていた。また、彈正台官員の司法省への転任が制限される要因の一つとなつた「事業ニハ迂」とは、佐佐木の方針が基準となつていた。

司法省ト相成候ヨリ、全国ニ裁判所ヲ置キ、裁判權ヲ一二帰スル事当然ナレ共、当時ノ光景ニテハ、百事一時ニ施行、急敷、依ツテ、急務ハ、法律諸規則ヲ編成ニ力ヲ尽シ、諸裁判所ハ、先ツ東京丈ハ司法省へ取纏メ、追々二府五港ニ及ビ候様可致、乍併法律家モ無之、法律モ先無之位ノ事ナレハ、一朝一夕ニハ行ハレ申間敷ニ付、孰レ逐年ヲ期スル見込ニテ、其望ヲ申立テタリ。³³⁾

この史料にあるように、佐佐木は司法省設置に際して、司法制度整備よりも法典編纂に比重を置いている。刑部省では明律・清律を参考にしたものであるとはいへ、既に「新律綱領」を編纂した実績があつたため、水本成美や楠田英世を始めとした担当官の多くが司法省へと転任している。さらに、「先ツ東京丈ハ司法省へ取纏メ、追々二府

五港二及び候補可致」として、司法省では三府と開港場における司法行政を担うとされていたことから、司法行政や裁判に携わった経験のある刑部省官員の方が、彈正台官員に比べ必要な人材であった。そのため、刑部・彈正を合併しながらも、彈正台の官員を多くは必要としなかった。

このように彈正台解体から司法省設置の背景には、近代法制度形成という観点以外にも、政府において必要性が低下した彈正台の「冗官」を沙汰するという、維新政権期の政治問題も含まれていたのである。

おわりに

本稿では一八六九年五月から一八七一年七月まで置かれた彈正台について、設置から廃止に至る経緯を検討してきた。これまでの研究では概ね彈正台は守旧派・攘夷派の牙城とされ、近代法制度形成のための司法省設置に伴い廃止されたとして理解されてきた。しかし、彈正台が置かれた際の主要な権限である行政監察は、その後、司法省に引き継がれることがなかった。このように彈正台が不要となった直接的要因は、栗田口止刑事件による権限の後退であった。事件後に定められた「七〇年彈例」において行政監察は、かねてより刑部省などから強硬であるとの批判を受けていたこともあり、大きく後退していったのである。さらに無用な官吏を淘汰しようとする大久保利通らによる改革が本格化すると、太政官監部や諸省によって行政監察を担わせることが企図されていた。このように彈正台の廃止要因とは、近代法制度確立のため刑部省と合併された側面もあるが、無用な官吏を減少させようとする当該期の大久保利通らの意向に則したことも要因の一つである。

また、司法省設置に際して官員の獲得には、司法大輔である佐佐木高行の意向が反映されていた。佐佐木は法典

編纂に省務の比重を置くとする立場をとったことから、行政監察や巡察を主要な任務としていた彈正台官員の採用を最小限に留める。その一方で、佐佐木は刑部省から三二名の官員を転籍させているとはいえ、一八七一年一月の「袖珍官員録」によると司法省の官員は全体で一三三名であることから、司法省において旧刑部省官員の占める割合は決して多くはない。こうした刑部省から司法省にかけての制度的変遷を検討することが、今後の課題である。

(1) 藤田弘道「新律綱領・改定律例編纂史」(慶應義塾大学出版会、二〇〇一年)、山口亮介「明治太政官復古と刑法事務課・事務局、刑法官、刑部省の形成」(北九州市立大学法学会編「法政論集」四二卷二・三・四号、二〇一五年)など。

(2) 板垣哲夫「彈正台(明治25~47)における政治動向」(日本歴史学会編「日本歴史」三五六号、一九七八年)。

(3) 笠原英彦「彈正台と行政監察」(慶應義塾大学法学会編「法学研究」七二卷三号、一九九九年)。

(4) 我妻栄編「日本政治裁判史録(明治前)」(第一法規出版、一九六八年)。

(5) 近代法制度形成を目指して彈正台と刑部省を合併したとする点については、毛利敏彦「江藤新平」(中央公論新社、一九八七年)などがある。毛利氏は保守派である彈正台が行政監察を通して刑部省に介入していたことが、彈正台解体の要因であるとしている。

(6) 法務図書館編「法務図書館所蔵貴重書目録(和書)」、二〇頁、法務図書館、一九七三年。

(7) 田口慶吉「近代太政官文書の様式について」(国立公文書館編「北の丸」一九号、一九八七年)。

(8) 内閣官報局編「法令全書」二卷、三五六~三五八頁。

(9) 前掲内閣官報局編「法令全書」三卷、一八八頁。

(10) 前掲内閣官報局編「法令全書」四卷、二八〇~二八一頁。

(11) 前掲内閣官報局編「法令全書」五卷ノ一、四六五頁。

(12) 「太政官達第三三三号」(前掲内閣官報局編「法令全書」一卷、一四三頁)。

(13) 前掲内閣官報局編「法令全書」二卷、二六六頁。

(14) 「太政官達第九一六号」(内閣官報局編「法令全書」一卷、三四三~三四四頁)。

(15) 作成年月日は一八六九年二月一八日。

- (16) 前掲笠原「彈正台と行政監察」。
- (17) 東京大学史料編纂所編「保古飛呂比 佐佐木高行日記」四卷、二〇〇頁、一八六九年一月一九日。(以下、本稿では「保古飛呂比」と表記する)。
- (18) 日本史籍協会編「木戸孝允文書」三卷、伊藤博文宛木戸孝允書簡、一八六九年八月十五日。四二〇〜四二七頁。
- (19) 「海江田大忠糾問口書」(国立公文書館所蔵「公文録」収録「粟田口止刑始末」二、公〇〇四三二一〇〇一〇四二)。
- (20) 「彈例ノ儀ニ付刑部省上申」(国立公文書館所蔵「公文録」収録「粟田口止刑始末」三、公〇〇四三三二一〇〇一〇六一)。
- (21) 「太政官達第一四三号」(前掲内閣官報局編「法令全書」三卷、五五頁)。
- (22) 国立公文書館所蔵「太政類典」太草〇〇〇三二一〇〇一〇七一。なお、「台則」部分は前掲内閣官報局編「法令全書」三卷、一九一頁にも収録。
- (23) 前掲東京大学史料編纂所編「保古飛呂比」四卷、二〇〇頁、一八六九年一月一九日。
- (24) 前掲笠原「彈正台と行政監察」一四頁。
- (25) 拙稿「江藤新平の政治思想」(日本歴史学会編「日本歴史」七六五号、二〇一二年)。
- (26) 拙稿「太政官期の法典編纂における「西洋」「非西洋」」(明治維新史学会編「明治維新史研究」一四号、二〇一七年)。
- (27) 日本史籍協会編「大久保利通日記」二卷、一三三〜一三四頁。一八七〇年一月二七日。
- (28) 前掲日本史籍協会編「大久保利通日記」二卷、一三五頁。一八七〇年一月二九日。
- (29) 「政治制度上申案簡条」(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」R13、二八一―(1)、一八七〇年閏一月二六日)。
- (30) 江藤は「政治制度上申案簡条」起草前の一八七〇年閏一月二二日に大久保と面会しており、「江東氏^{トウヂ}入来、官祿之コト等異論有之ニ付、厚御旨趣申含候処、大感発至而同心いたし、尚又勘考之上、見込可申与之コト」(前掲日本史籍協会編「大久保利通日記」二卷、一三七頁)とあることから、官祿を削減するために不要な官員を淘汰することには異論が生じなかった。
- (31) 拙稿「司法省におけるフランス法受容の端緒」(国史学会編「国史学」二〇九号、二〇一三年)。
- (32) 前掲東京大学史料編纂所編「保古飛呂比」五卷、一五七〜一五八頁。一八七二年七月二日。
- (33) 前掲東京大学史料編纂所編「保古飛呂比」五卷、一五七〜一五八頁。一八七二年七月二日。